

入林制限について
○国有林野事業実行箇所（区域赤色）については、事故防止の観点から全ての方の入林を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
○鳥獣捕獲・狩猟等（区域青色）については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした立入を制限しています。
○その他の事由（区域黄色）については、全ての方の入林を制限しています。
○国有林境（境界付近）については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意下さい。

国有林野事業実行にかかる立入制限区域	
鳥獣捕獲・狩猟等にかかる立入制限区域	
その他の事由にかかる立入制限区域	

令和7年度 立入制限区域図（令和7年10月）

